

「人文研紀要」第65号 抜刷 2009年9月10日 発行

# 人文研紀要

第65号 2009年

大平・金鍾泌会談記録—1962年秋

.....服部 龍二

中央大学人文科学研究所

# 大平・金鍾泌会談記録——1962年秋

## 服 部 龍 二

戦後日本にとって、韓国との国交正常化は積年の懸案であり続けた。吉田茂内閣期の1951年に予備会談が行われ、翌年には本会談として第1次会談を開催したものの、第7次会談を経て1965年に日韓基本条約が締結されるまで14年近くの歳月を費やした。この間に韓国は、李承晩ラインと呼ばれる海域線を設定して日本漁船を拿捕した。他方、第3次会談ではいわゆる久保田発言がなされ、会談は決裂していた。

日韓交渉の大きな節目となったのが、第6次会談期の1962年10月20日と11月12日に東京で行われた大平正芳外相と金鍾泌韓国中央情報部長の会談である。当時は池田勇人内閣であり、金の訪米を挟んで会談は2度開催された。大平と金は、経済協力として無償で3億ドル、長期低利借款2億ドル、さらに民間信用供与1億ドル以上で合意した。大平・金メモと呼ばれるものである。

本稿では、情報公開請求によって入手した外務省開示文書2006-1209から、大平・金鍾泌会談に関して次の8文書を紹介したい。

- ・外務省アジア局「10月20日の大平大臣・金鍾泌部長会談における大平大臣の発言要旨（案）」1962年10月15日
- ・外務省アジア局「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談記録要旨」1962年10月20日

誤：2  
正：12

- ・外務省アジア局北東アジア課「大平大臣・金部長会談（10月20日）の内容確認作業の結果について」1962年10月26日
- ・外務省アジア局北東アジア課「大平大臣・金部長会談（十月二十日）に関する韓国側記録に対する大平大臣のコメント」1962年10月29日
- ・外務省アジア局「大平外務大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談（37年10月20日）に関する日韓双方の記録の対照」年月日不明
- ・外務省アジア局「11月12日の大平大臣・金部長第2回会談における大平大臣の発言要旨（案）」1962年11月6日
- ・外務省アジア局「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長第2回会談記録」1962年11月2日
- ・外務省アジア局北東アジア課「大平大臣・金鍾泌党議長会見に関する件」1964年3月23日

外務省アジア局北東アジア課「大平大臣・金部長会談（十月二十日）に関する韓国側記録に対する大平大臣のコメント」だけが縦書きであり、それ以外の7件は横書きとなっている。これらの文書には「極秘」「特秘」と押印されているが、情報公開請求で機密解除になった。一例として「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談記録要旨」からは、大平が日韓交渉をだるまに例えるなど、白熱したやりとりが伝わってくる。また、外務省アジア局「大平外務大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談（37年10月20日）に関する日韓双方の記録の対照」には、会談記録をめぐる韓国側認識との違いが記されており、全体として韓国側が決着を急いだことをうかがわせる。

8つの文書には、対韓供与の金額、漁業問題、竹島をめぐる日本側方針や日韓交渉の経緯が記されている。供与の金額が争点となったほか、李承晩ラインの影響もあって、漁業関係での交渉が遅れていた。竹島について

は、日本が国際司法裁判所での解決を求めたのに対して、第2回会談で金鍾泌は、「むしろ第三国（金部長は米国を念頭においているようであった）の調停に任すことを希望する。かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取計らうことができよう」と述べた。

基本条約の形式について金鍾泌は、第2回会談において「韓国政府が唯一の合法政権たることを前提としてこれと友好関係を結ぶこと」を求めた。「これに対し、（大平—引用者注）大臣より、基本条約の適用地域としては、大韓民国が現に支配する領域とすることを示唆したのに対し、先方（金鍾泌—引用者注）は、将来支配する可能性のある地域についても言及することを希望した」。

大平外相のもとで外務省主要人事は、武内龍次外務事務次官、伊関佑二郎アジア局長（10月30日から後宮虎郎アジア局長）、前田利一アジア局長北東アジア課長などとなっていた。文書には、供与金額をめぐる池田首相と大平外相が見解を異にしていたことも記されている。大平・金鍾泌会談の前にアメリカは、無償で3億ドルという妥協線を日韓に提示していた。とはいえ、大平と金鍾泌はアメリカから伝えられた金額に拘束されない立場であり、アメリカの提案について互いを牽制した。

同年7月18日に内閣官房長官から外相に就任したばかりの大平は、外務省の方針に概して忠実だった。この点で大平は、次の佐藤栄作内閣で外相となる椎名悦三郎と姿勢を異にしている。大平が会談の前後で伊関、後宮らと綿密に打ち合わせたのに対して、椎名は1965年2月の訪韓に際して独自に謝罪声明を発し、同行していた外務省員を驚かせた（中江要介へのインタビュー、2009年1月24日）。

それでも、大平の決断は重要だった。外務省アジア局「11月12日の大平大臣・金部長第2回会談における大平大臣の発言要旨（案）」では、「1.

一般請求権問題(1)金額（借款問題を含む）（大臣よりしかるべく発言していただく。）とされていた。すなわち、大平・金メモに結実する金額は空欄であり、最終的には大平の政治的判断にゆだねられたのである。

■外務省アジア局「10月20日の大平大臣・金鍾泌部長会談における大平大臣の発言要旨（案）」1962年10月15日

10月20日の大平大臣・金鍾泌部長会談における大平大臣の発言要旨（案）

昭37.10.15

アジア局

1. 一般請求権問題解決に関する日本側最終案

(1) 「金額」

無償供与 2億5000万ドルとする。

(注) (I) 先方が焦付債権4573万ドルの問題にふれてきた場合は、  
「これは別個の問題であるから、当然支払ってもらうもの  
と考えている」との建前で応答する。

(II) 先方が「金額」に関連して「方式」について質問した場合は、「日韓双方が受諾し得る表現により解決することとし、具体的には今後の予備交渉において決定したい」と応答する。

(2) 支払方法

日本の資本財および役務の供与による。

(3) 支払期限

年2500万ドルずつ10年間均等払いとする。（年2500万ドルは、現在日本が支払っている賠償において年額最高のフィリピンと同額である。）

(注) 先方が年額を増やし期間を短くしてほしいと希望した場合は、

「無償供与のほか、国交正常化後には当然行なわれると考えられる各種の経済協力とともに、韓国の外貨消化能力をも考慮して検討してもらえば、年2500万ドルは決して少額に過ぎるものではないと思う。日本のみならず欧米諸国よりの援助も考慮に入れるときに特に然りである」と応答する。

- (4) 長期低利の借款（わが方よりは進んでふれざることとし、先方がとりあげた場合にのみ討議する。）

無償供与の「金額」を大巾に増額することになるので、日本の国内与論をも考慮し、長期低利の借款は請求権問題の解決とは切り離すこととし、この際は論議しないこととしたい。しかしながら、国交正常化実現の暁には当然政府ベースの経済協力が実現するものと考えている。また、国交正常化前といえども、コマーシャル・ベースによる具体的事例があれば、延払いその他の面でできるだけ好意的に考慮する用意がある。

(注) 先方が是非とも話し合いをしたいと強く主張する場合は、「請求権の解決とは切り離すという建前をくずさぬ限度においてならば、今後話し合いをすることに異存はない」と応答する。

## 2. 調印から批准までの段取り

- (1) 調印はなるべく本年末まで、遅くも明年1月中に完了する。
- (2) 日本側の国会における承認は、次の通常国会で行なうが、3月までは予算審議、4月は地方選挙であり、また、十分審議をつくすという必要もあるので、5、6の両月をその時期に当て、承認が完了するのは6月末かあるいは延びれば7月になるかもしれない。
- (3) 韓国側では、日本側の国会承認が完了すれば、最高会議において承認が行なわれるものと思う。

(注) 国家再建非常措置法第9条により、最高会議は、国会に代り、条約に対する同意権を有し、同意された条約は、最高会議の

指示と統制下にある内閣の議決に基づき、大統領により批准される。

- (4) 批准書交換（条約の発効）の時期としては、双方国内の承認が完了した直後何時でもよいわけであるが、韓国においては8月中旬には民政移管が実現するという事情があり、これに関連して日本国内にも種々の議論がある状況なので、日本政府としては、日韓永遠にわたる国交の樹立を目的とした条約を発効せしめるための批准書交換は、民政移管後の政府との間で行なうことが政治的には望ましいと考えている。この点は、朴議長が民政移管後大統領として残られるのか、また、最高会議のメンバーの相当数が引き続き国政に参画されるか等とも関連して、韓国側の国内事情もいろいろあろうから、今すぐいづれとも決定し難いと思うが、よく研究しておいていただきたい。

### 3. 船舶問題

この問題については、去る3月の小坂大臣・崔長官間の政治折衝の際に、日韓双方の法律上の主張には大きな隔りがあり、また、事実関係の確認も極めて困難なので、政治的な解決を図ることが適当であることに原則的な意見が一致した。日本側の立場からいえば、韓国側に拿捕され、本日現在未だ帰還していない176隻約10,116トンの日本漁船に対するわが方の返還要求の方が、韓国置籍船等に対する韓国側の返還要求のうち法律関係も事実関係も十分立証されたと日本側で認め得るものを上廻つていると確信する次第ではあるが、この際問題を大局的見地から考え、一般請求権問題が最終的に妥結する際、船舶問題も同時に完全かつ最終的に解決したことを相互に確認することとするのが最も適当と考える。

(注) 具体的にいえば、日本側は、船舶小委員会の議題(c)「韓国へ貸与した船舶5隻の返還」および議題(d)「韓国に拿捕された日本漁船の返還」を今後主張せず、韓国側は、議題(a)「韓国置籍船

の返還」および議題(b)「1945年8月9日または同日以降韓国水域に所在した船舶の返還」を今後主張しないこととなる。

#### 4. 文化財問題

日本側としては、文化財を出土国に返還しなければならないという国際法上の原則や慣例はなく、従つて、日本にある韓国文化財を「返還」する義務はないと考えている。しかしながら、韓国側の気持も理解できるので、権利、義務という関係をはなれ、両国間の文化交流促進の一環としてある程度の国有文化財の「贈与」を考慮する用意がある。

(注) この考え方については、本年2月1日の伊関・李弘植両主査の非公式会談において、原則的な合意が成立している。

#### 5. 漁業問題

- (1) 日本側としては、請求権問題と漁業問題その他の懸案とは、同時解決されねばならないと考えている。
- (2) 日本側としては、漁業問題は平等の原則に基づく合理的な漁業協定の締結により解決すべきものと考えており、韓国側の一方的宣言によるいわゆる「李ライン」は当然解消さるべきものと考えている。

(注) 先方が国防ラインとしての「李ライン」の存続を主張した場合には、「国防ラインなるものの実体について具体的な説明を伺つた上で、国際法上の見地から日本側の考え方を申し上げたい」と応答する。

- (3) 日本側としては、他国との間にも少からぬ漁業問題をかかえているので、漁業協定締結に当り、日本と第三国との漁業関係に悪い先例となつたり悪影響を及ぼすような方式は絶対に採用できないが、かかるおそれのない限度においては、できる限り韓国側の立場をも尊重した内容の協定とする用意がある。
- (4) 目下のところ、漁業関係の討議は他の懸案に比してかなり遅れてお



り、従来のような抽象的原則論から一歩進めて速かに具体的な規制措置について話し合いを始める必要がある。日本側においては、3月の政治折衝における約束に従い、具体的な協定案を完成しているの、韓国側においても、予備交渉または実務者会議の席上直ちに具体的協定案を提出するよう指示していただきたい。

#### 6. 在日韓国人の法的地位問題

討議が順調に進捗していると承知している。

#### 7. 竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によつて解決するのが最も適当と考える。また、この約束がなければ、政府は関係条約を国民にも国会にも堂々と提示し得ない。ついては、韓国側におかれても、日韓国交正常化までには本件の国際司法裁判所提訴に応ずるということを、この際約束していただきたい。

(注) 先方が、約束することは差支えないが当分発表しないことにしたいと希望した場合は、この希望を容れることとする。また、この方式が、双方の面子を保ちつつ問題を一時棚上げにし、会談全般が本件のために頓座することを避け得る効果のあることを指摘する。

#### 8. 在韓日本代表部設置問題

会談が妥結(調印)した場合は、大使館開設の準備として、代表部のようなものを置くことは問題ないものと考えている。

#### 9. 高級政治会談の時期

総理の訪欧不在中(11月4日から24日まで)は不適當なので、日本側の都合からいえば、準備が間に合えば10月末、然らざれば11月末になろうかと考えている。

■外務省アジア局「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談記録要旨」

1962年10月20日

大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談記録要旨

37.10.20

アジア局

1. 日時 10月20日午後4時05分から6時35分まで
2. 場所 外務省大臣応接室
3. 会談要旨

(1) 冒頭、金部長より、会談に対する日本側の考えは一体どうであるかと質したのに対し、大臣より、先ず請求権の問題については、過去の歴史等に基づいて細かく請求権の内容を議論しても意味がなく、韓国の独立に対する祝い金及び旧宗主国の新独立国に対する経済自立のための協力という意味で提供するという提案をなしたのに対し、韓国側からは未だ公式に Yes とも No ともいつて来ないが、われわれとしてはこの問題が交渉の成否を決する一つのやまと考えていると述べた。

右に対し、金部長は、具体的な表現については追つて協議することとなるが、基本的には日本側の考え方で差支えないと思うと答えた上、金額については如何なるやと反問してきた。

大臣より、祝い金の性質上「これ以下では絶対に承知できぬ」というような最低額はありえないと思うが、ごつくばらんと言つて、米国側より3億ドルという数字が出ているが、右に対する韓国側の意向は如何であるか、日本としては、すでに各国に対し10億に上る賠償をかかえており、年額8000万ドル近くを支払っている、また、フィリピンに対する年間支払額は2500万ドルであるから、これを大きく上廻るよ

うな支払いは他国からまた賠償再検討の要求を起す危険もある、従つて、自分としては、できるだけ3億ドルの希望に近づけるために努力はしているけれども、国民感情や年間支払額を考慮に入れる必要もあるので、日本政府として具体的数字はまだ決定しておらない、自分としては、請求権の額はいわば交渉全体をだるまの絵に例えれば最後にその目を入れるが如き性質のものであると了解しており、従つて先ず予備交渉で請求権以外の凡ての懸案を片付けて行くのが先決であると考へていると述べた。

金部長は、韓国側としては当初の18億ドルから逐次6億ドルまで下げるのに非常に苦勞したものであり、軍事政権でなくては右は不可能であつたと思われる実情につき、これ以上下りることは極めて難しいと答へたので、大臣より、米国側は3億ドルといつているので、この数字についてはすでに米韓間で相談ずみのものではないかと突込んだところ、金部長は、米国が3億ドルに下りろと主張していることは事実であるが、韓国としてはこれに同意できぬと述べた上、さらに、無償供与3億プラス・アルファの上に経済協力基金でも活用してできるだけ6億の数字に近づけることは可能ならざるやと打診してきた。

右に対し、大臣より、しからば経済協力基金より長期低利の資金を融通して全体の数字が大きくなれば、無償供与の額は3億を下廻つても差支えないと了解して可なりやと質したところ、金部長は、それでは困ると答へた上、右に関連しオープン・アカウントの借越額は如何なりやと質問し來つた。大臣より、韓国は1月に右借越額を支払う旨述べたではないかと応じたところ、金部長は、右は政府としての公的な見解ではない旨答へた。

結局、「(i)請求権に関しては相互の主張の間に今なお若干の相違があるが、今後一層の誠意をもつて双方の立場を考慮しつつ打開を図る

ことにする。(その間宿題にしておくの意) (ii) その他の懸案については予備交渉においてピッチをあげ、回を重ねるごとに実効があがるようにする」ことに了解を遂げた。また、本日の会談に関する新聞発表については、右了解の趣旨に加うるに、大臣・金部長間で忌憚のない意見の交換をし、有益であつた趣旨を述べるにとどめることにした。

(付—なお、経済協力基金よりの融資の問題について、大臣より、日本側としては一時1億5000万ドルの無償供与の上に1億5000万ドルの長期低利借入を考えたこともあるが、韓国側が興味を示さなかつたことを指摘した上、筋途からいつても、また日本の国内で3億という数字が広く伝えられており、その結果生じた国民世論の点からいつても借入の話は無償供与の問題ときりはない方が適当であると主張したのに対し、金部長は、韓国側としては表面上の数字を6億ドルに引き上げるための手段としても借入の問題を考えていると答えた。)

- (2) 漁業問題について、大臣より、李ラインの如き一方的な制限は撤廃し、科学的な調査に基づいて協定を結ぶことにすべき旨述べたのに対し、金部長は、韓国側としては、国防上の警戒態勢を嚴重に維持する必要があるので、漁業とは関係がない防衛的な意義をもつたラインを維持することにしたと、漁船は別途締結せられる漁業協定に従つて操業することとなるから拿捕される等の心配はない旨述べたので、大臣より、この問題は詳細に技術的な見地より検討する要がある旨留保しておいた。
- (3) 竹島については、大臣より、国際司法裁判所に対する日本側の提訴に対し韓国側が応訴することを約束することが絶対必要である旨強調したのに対し、金部長は、本問題をさほど重視しておらぬ様子であり、かかる問題は放置しておいて差支えなきが如き口吻を当初もらしていたので、大臣より、重ねて応訴の要を主張したのに対して、部長は、明示的には承諾の意向を表明しなかつた(絶対的に否定の態度でもなかつた)。

(4) (i) 交渉全般の問題として、金部長は、韓国の現政権は、あたかも英国のチャーチル首相が第二次大戦を完遂した後、総選挙に破れて野に下つた如く、長期の懸案たる日韓交渉を完遂すること自体を最高の目的としており、これをもつて現政権の選挙工作ないし政権の補強工作に資するが如き考慮はなく、同部長をはじめとし、この交渉に命をかけて従事している旨強調するとともに、池田総理が本件交渉に対し熱意を有するや否やを質したので、大臣より、総理としては、在韓財産の接收等のこともあり、請求権問題等につきしどい態度であることは事実であるが、大局地見地より日韓国交を正常化する必要については真剣に考えておられ、従つて今次交渉に対して強い熱意をもつておられる旨答えた。

また、大臣からも、自分は日韓交渉はすでにやまを越したと思つてゐる、それは、韓国側においても請求権支払方式及び金額について歩みよつてきておるし、日本側の交渉妥結に関する世論も固まつてきているからである、あとは如何にして交渉全般の仕上げをするかが問題である旨述べた。

右に対し、金部長より、右交渉の仕上げのために高級政治会談を開くことを示唆したが、大臣より、まず予備交渉において懸案を詰めることが必要である旨強調したところ、金部長は、懸案を詰めて解決案をうち出すに当つても、請求権の金額がいかにかきまるかによつて解決案の内容も異つてくるのではないかとの趣旨をもらしていた。

(ii) 調印の時期に関し、大臣より、条約のドラフティングに要する時間及び朴議長の大統領就任後の時期をえらぶ考慮よりして、調印時期は春（4月頃）にすることを示唆したのに対し、金部長も右に異義なき旨答えた。また、国会による承認の時期に関しては、大臣より、予算案の審議、地方選挙等の関係もあり、6月中か遅ければ7月頃に

なろうと述べておいた。

(iii) なお、金部長は、米国より帰国の途次再び大臣と会談したい旨述べた。

(以上)

■外務省アジア局北東アジア課「大平大臣・金部長会談（10月20日）の内容確認作業の結果について」1962年10月26日

大平大臣・金部長会談（10月20日）の内容確認作業の結果について

37.10.26

北東アジア課

本26日午後、伊関局長、崔参事官の間で本件作業を行ったところ（《不開示—引用者注》書記官、柳谷事務官陪席）、韓国側が金部長より聴取して作成した会談記録要旨は次のとおりであった。

1. 請求権問題

(1) フォーミュラ

大平大臣より、日本側の考え方につき説明があった。

(注) 日本側記録にある「金部長は、具体的な表現は追って協議するが、基本的には日本側の考え方で差支えないと答えた」との部分はない。

(2) 金 額

大平大臣より、先般訪米の際ラスク長官が3億ドルではどうかといったのに対し、自分（大平）ははっきりイエス、ノーはいわず、大体その位でやってみようとの印象を与える程度にしておいたと述べた上、自分としては、大体3億位ではどうかと考え、その方向で大いに努力してい

るのだが、この数字についてはまだ池田総理と意見が一致しておらず、総理は2.5億以上は無理だといっておられると述べ、いずれにせよ、韓国側のいう6億では問題にならないから韓国側でも考え直してほしいと述べた。これに対し、金部長は、3億ドル以上でなければだめ（すなわち3億ではだめ）であると答えた上、全体として6億という数字をくずさないために、政府間の借款を考えたいと述べ、大平大臣と借款のことは考えていると答えた。

(注) 日本側記録にある「大平大臣が借款により全体の数字が大きくなれば、無償は3億を下廻っても差支えないかと質したのに対し、金部長はそれでは困ると答えた」との部分はない。

### (3) 支払方法

金部長の質問に対し、大平大臣は、年2500万ドル、12年間を考えていると答え、金部長がその根拠を質したのに対し、大平大臣は、フィリピン、その他への年間賠償支払額とのつり合いを説明した。これに対し、金部長は（総額3億ドルは到底受諾し難いと重ねて強調した後）、年額についてもフィリピンの立場と韓国の立場は根本的に異っており、日本国内でも例えば北海道には予算を重点的に割当てている例もあるのだから、韓国に12年払いはあまりに長すぎる、韓国側としてはその半分以下の短期間を希望すると述べた。

(注) この部分の日本側の記録は簡単になっており、とくに後段の金部長の発言は記録されていない。

### (4) 焦付債権の処理

大平大臣より、本件は請求権とは別に処理したいと述べ、金部長がその意味を質したのに対し、大臣が、韓国実業家が考えている延払輸出と結びつけての分割払案に言及したところ、金部長は、あれは一部民間人の構想であり、韓国政府としては、焦付債権は請求権に含めて一括解決

したいと考えており、別に取り扱うことは考えていないと述べた。

(注) 本件に関する韓国政府の考え方を明らかにした金部長の後段の発言は日本側の記録にはない。

(5) 請求権処理（無償供与）と借款との関係

大平大臣より、借款の問題は、韓国政府の国交正常化後という方針もあることではあり、請求権処理とは切りはなし、シーリングなどもきめない自由な形でやった方がよいと思うと述べたのに対し、金部長は、韓国政府としては、借款の問題も請求権の範囲内で解決したく、海外経済協力基金を通ずる無利子または低利子の政府間長期借款を考えてほしいと述べた。これに対し、大平大臣は、そういう話が出ることを予想していた。この問題は目下、外務・大蔵両省で検討中であり、基金への増額出資等考える余地が十分にあると述べた上、結局問題は韓国側が無償供与をいくら要求するかにかかっていると付言した。

さらに、大平大臣より、いずれにせよ、請求権と借款をどのように組み合わせるかが問題の核心であるわけだが、韓国側は借款の話し合いをすることにより請求権の数字を縮める融通性をもっているかと質したのに対し、金部長は、自分の考えでは、韓国側の線（全体で6億という線）を前後して多少融通性ももち得ると考えていると答えた。次いで、大平大臣より、何千万ドルかのことで会談が妥結しないようなことは両国のために避けるべきだと述べたのに対し、金部長は、支払うのは日本側だから、とくに日本側で融通性をもってほしいと述べた。

(注) この部分の日本側の記録は簡略になっている。

(6) 「だるま」の例えの解釈

金部長は、大平大臣のいわれた「だるま」は請求権問題だけを指し、今や請求権の話は目を入れさえすればよいところまで煮詰ったという意味に解釈している。



(注) 大平大臣は交渉全体を「だるま」に例えられた。

## 2. 漁業問題

大平大臣より日本側の立場を説明したのに対し、金部長は、平和線を防衛ラインとして維持する必要性を認識してほしいと強調した後、かかるラインは日本側には何ら影響のないものだから了承されたく、漁業問題は正當な協定により解決したい、これらの問題については関係者の討議により解決を図るのがよいと思うと述べ、大平大臣もこれに同意した。

(注) 日本側記録にある「大平大臣は、防衛ラインについては、詳細に技術的検討の要がある旨留保した」との部分はない。

## 3. 基本関係および法的地位問題

関係者の討議に委ねることに意見が一致した。

(注) 日本側記録ではとくにふれていない。

## 4. 竹島問題

大平大臣より、社会党がいつも政権攻撃の材料に使う問題でもあるから、是非 ICJ 応訴を約束してほしいと述べたのに対し、金部長は、そのような約束はできない、なぜなら、本件は当初から日韓会談とは関係がなかったものを、日本側が途中で徒らに取上げたものだからである、本件は国交正常化後に徐々に時間をかけて解決するのが賢明であると述べた。

(注) 日本側記録では、「金部長は明示的には承諾の意向を表明しなかったが、絶対的に否定の態度でもなかった」となっている。

## 5. 今後のスケジュール

### (1) 政治会談の時期

大平大臣より、11月下旬の総理帰国後、12月に入ると炭鉱問題や予算編成問題があるので年内に政治会談を開くことは難しいと述べたのに対し、金部長は、予備交渉をだらだらと続けていては会談妥結のムードが冷えるおそれがあるから、是非とも本年中に政治会談開催の要あること

を強調したところ、大平大臣も、最後には、それもそうだ、それではそのようにしようと述べ、結局「政治会談を本年中に終結する」ことに合意をみた（その際の雰囲気としては、11月下旬から12月中旬までの間という感触であった。）。

（注）日本側記録には、政治会談の時期につき合意をみたとの記述はない。

(2) 調印の時期

「来年春までに（大体4月頃）正式調印する」ことに合意をみた。

（注）日本側記録も同じ。

(3) 批准の時期

「両国による批准の完了は6月中か遅ければ7月頃とする」ことに合意をみた。

（注）日本側記録も同じ。

■外務省アジア局北東アジア課「大平大臣・金部長会談（十月二十日）に関する韓国側記録に対する大平大臣のコメント」1962年10月29日

大平大臣・金部長会談（十月二十日）に関する韓国側記録に対する大平大臣のコメント

三七．一〇．二九

北東アジア課

本二十九日夕刻、本件に関し大平大臣より後宮審議官に述べられたところは次のとおりである。

## (一) 請求権問題

### (1) フォーミュラ

大臣より、具体的表現の点は別として、基本的には日本側の考え方（祝い金方式）より他に解決方法がないのではないかと指摘したのに対し、金部長は特に異議をさしはさまなかった。

### (2) 金 額

大臣がラスク長官に対し、「三億くらいでやってみよう」との印象を与えたとか、大臣としては三億ドルくらいではどうかと考え、その方向で努力している云々とかの韓国側記述は事実と反する。

大臣は、アメリカ側が言及した三億という数字に対し、日本政府部内には二億で如何、あるいは二億五千万で如何等の議論もあり、まだ方針が決っていないとの趣旨を述べたにとどまる。

### (3) 支払方法

韓国側記録にある十二年の期間についての議論は交わされなかった。

大臣よりは、年間の支払額は二五〇〇万ドルが限度であり、これに幾何の年数を乗じるかによって無償供与の総額が決まるとの趣旨を述べたにとどまる。

### (4) 焦付債権の処理

大臣から孫達元の延払輸入のアイデアに触れた事実はない。

金部長が焦付債権を請求権と一括解決したいと言ったとの韓国側記録は強過ぎる。先方から、この問題は請求権と絡めて解決する方が交渉を進める上においてゆとりができて好都合でないかとの趣旨を述べた。

### (5) 借款問題

韓国側の記録にあるが如き借款供与のため経済協力基金への増資を考える余地が十分あるとの具体的な発言はわが方よりしなかった。要するに、借款については、当方でも色々の角度から検討しておるが国交正常

化後とりあぐべき問題であり、またその方が予め金額の限度をつくより得策ではないかとの趣旨を強調したにとどまる。

(6) 「だるま」の例えの解釈

「だるま」の例え話は、わが方記録のとおり、会談全般について述べたもので、請求権についてののみ述べたものではない。

(二) 漁業問題

防衛ラインについての先方の主張に対しては、わが方記録のとおり、大臣より技術的検討の要を指摘しておいた。

(三) 政治会談の時期

韓国側記録の如く年内に政治会談開催との了解はできていない。予備交渉の進捗具合を見、且宿題の請求権を煮詰めようにかかると思う。

■外務省アジア局「大平外務大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談（37年10月20日）に関する日韓双方の記録の対照」年月日不明

大平外務大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談（37年10月20日）に関する日韓双方の記録の対照

アジア局

1. 本件会談に関する日韓双方の記録の対照作業は、10月26日伊関前局長・崔参事官間、11月1日後宮新局長・崔参事官間に行なわれ、また、韓国側記録についてはあらためて大平大臣のコメントを仰いだが、これらの結果を各項目毎に整理したところは次頁以下のとおりである。
2. 日韓双方の記録中くいちがいが認められる主な部分にはアンダーラインを付しておいた。

	日本側記録	韓国側記録
1. 請求権問題 (1)フォーミュラ	<p>大平大臣より、請求権の内容をいまさらあらためて細かく議論してみても意味がないので、韓国の独立に対する祝い金および旧宗主国の新独立国に対する経済協力という意味で一定額を提供するという日本側の考え方を説明した上、<u>具体的表現の点は別として、基本的にはこの方式よりほかに解決方法がないではないかと指摘したのに対し、金部長はとくに異議をさしはさまなかつた。</u></p>	<p>大平大臣より日本側の考え方につき説明があつた。 (金部長注) 大平大臣の説明内容は予備交渉における日本側主張のくり返しであり、韓国側として同意できぬものであつたが、これに強く反駁して対立を深めることは避け、話題を他の問題に転じた。</p>
(2)金額	<p>大平大臣より、米国側からは3億ドルという数字が出ているが、日本としては、すでに各国に対し10億ドルに上る賠償をかかえていることでもあり、日本政府部内にも2億ドルで如何、2億5000万ドルで如何等の議論もあり、自分としてはできるだけ3億ドルの希望に近づけるために努力はしているが、<u>未だ日本政府としての具体的数字は決定していないと述べた上、予備交渉で請求権以外のすべての懸案を片付けて行くのが先決と考えたと述べた。</u></p> <p>金部長は、米国が3億ドルに下りると主張していることは事実であるが、韓国としては6億ドルまで下りるのに苦労したものであり、これ以上下りることは極めて難しく、米国側のいう3億ドルには同意できぬと述べた上、無償供与3億ドルプラスアルファの上に、経済協力基金を活用して表面上の数字をできるだけ6億ドルに近づけることは可能ならざるやと打診した。</p>	<p>大平大臣より、先般訪米の際ラスク長官が3億ドルではどうかといつたのに対し、自分ははつきりイエス、ノーはいわず、<u>大体その位でやつてみようとの印象を与える程度にしておいたと述べた上、自分としては、大体3億ドル位ではどうかと考え、その方向で大いに努力しているのだが、この数字についてはまだ池田総理と意見が一致しておらず、総理は2.5億以上は無理だといつておられると述べ、いずれにせよ、韓国側のいう6億では問題にならないから韓国側でも考え直してほしいと述べた。</u></p> <p>金部長は、3億ドル以上でなければだめであると答えた上、全体として6億という数字をくずさないために、政府間の借款を考えたいと述べ、<u>太平洋大臣も借款のことは考えていると答えた。</u></p>

(3)支払方法	大平大臣より、年間の支払額は2500万ドルが限度であり、これに幾何の年数を乗じるかによって無償供与の総額がきまるとの趣旨を述べた。	金部長の質問に対し、大平大臣は、年2500万ドル、12年間を考えていると答え、金部長がその根拠を質したのに対し、大平大臣は、フィリピンその他への年間賠償支払額とのつり合いを説明した。これに対し、金部長は（総額3億ドルは到底受諾し難いと重ねて強調した後）、年額についても、フィリピンの立場と韓国との立場は根本的に異つており、韓国に12年払いはあまりに長すぎる、韓国側としてはその半分以下の短期間を希望すると述べた。
(4)焦付債権の処理	金部長がオープン・アカウントの貸越額は如何なりかと質問したのに対し、大平大臣より、韓国は右貸越額を支払う旨述べているのではないかと応じたところ、金部長は、右は韓国政府としての公的見解ではなく、韓国政府としては、この問題は請求権と絡めて解決する方が交渉を進める上においてゆとりができて好都合ではないかと考えていると答えた。	大平大臣より、本件は請求権とは別に処理したいと述べ、金部長がその意味を質したのに対し、大臣が韓国実業家が考えている延払輸出と結びつけての分割払案に言及したところ、金部長は、あれは一部民間人の構想であり、韓国政府としては、焦付債権は請求権に含めて一括解決したいと考えており、別に取扱うことは考えていないと述べた。
(5)借款問題	大平大臣より、日本側は一時無償供与1億5000万ドルプラス長期低利借款1億5000万ドルを考えたこともあるが、韓国側が興味を示さなかつたことを指摘した上、日本側でも、借款についてはいろいろの角度から検討しているが、本件は、筋途からいつも無償供与とは切りはなし、 <u>国交正常化後にとりあげるべき問題</u> であり、またその方が予め金額の限度を定めるよりも得策ではないかと思うとの趣旨を強調した。	大平大臣より、借款の問題は、韓国政府の国交正常化後という方針もあることではあり、請求権処理とは切りはなし、シーリングなどもきめない自由な形でやつた方がよいと思うと述べたのに対し、金部長は、韓国政府としては、借款の問題も請求権の範囲内で解決したく、 <u>海外経済協力基金</u> を通じる無利子または低利子の政府間長期借款を考えてほしいと述べた。これに対し、大平大臣は、そういう話が出ることを予想していた、この

	<p>また、大平大臣より、長期低利借款を加えることにより全体の数字が大きくなれば無償供与の額は3億ドルを下回つても差支えないと了解して可なりやと質したところ、金部長はそれでは困ると答えた。</p>	<p>問題は目下外務、大蔵両省で検討中であり、<u>基金の増額出資等考える余地が十分にある</u>と述べた上、結局問題は韓国側が無償供与をいくら要求するかにかかっていると付言した。</p> <p>さらに、大平大臣より、いずれにせよ、請求権と借款をどのように組み合わせるかが問題の核心であるわけだが、韓国側は借款の話し合いをすることにより、請求権の数字を縮める融通性をもっているかを質したのに対し、金部長は、自分の考えでは、韓国側の線（全体で6億という線）を前後して多少融通性ももち得ると考えていると答えた。</p>
<p>2. 漁業問題</p>	<p>大平大臣より、李ラインの如き一方的な制限は撤廃し、科学的な調査に基づいて協定を結ぶことにすべき旨述べたのに対し、金部長は、韓国側としては、国防上の警戒態勢を嚴重に維持する必要があるので、漁業とは関係がない防衛的な意義をもつたラインを維持することにしたく、漁船は別途締結せられる漁業協定に従つて操業することとなるから拿捕される等の心配はない旨述べたので、大平大臣より、<u>防衛ラインの問題は詳細に技術的な見地より検討する必要がある旨留保しておいた。</u></p>	<p>大平大臣より日本側の立場を説明したのに対し、金部長は、<u>平和線を防衛ラインとして維持する必要性を認識してほしいと強調した後、かかるラインは日本側には何ら影響のないものだから了承されたく、漁業問題は正当な協定により解決したい、これらの問題については関係者の討議により解決を図るのがよいと思うと述べ、大平大臣もこれに同意した。</u></p>
<p>3. 基本関係及び法的地位問題</p>		<p>関係者の討議に委ねることに意見が一致した。</p>
<p>4. 竹島問題</p>	<p>大平大臣より、日本側のICJ提訴に対し韓国側が応訴を約束することが絶対必要であると強調したのに対し、金部長は、本件は放置しておいて差</p>	<p>大平大臣より、是非ICJ応訴を約束してほしいと述べたのに対し、<u>金部長は、そのような約束はできない、なぜなら、本件は当初から日韓会談とは</u></p>

	<p>支えなきが如き口吻をもらし、<u>明示的には承諾の意向を表明しなかつたが、絶対的に否定の態度でもなかつた。</u></p>	<p>関係がなかつたものを、日本側が途中で徒らに取上げたものだからである、本件は、<u>国交正常化後に徐々に時間をかけて解決するのが賢明であると述べた。</u></p>
<p>5. 今後のスケジュール (1)政治会談の時期</p>	<p>金部長より、交渉の仕上げのために高級政治会談を開くことを示唆したが、大平大臣より、<u>先ず予備交渉において懸案を詰めることが必要であり、政治会談開催の問題は予備交渉の進捗状況にかかると思うと述べた。</u> (大平大臣注) 年内に政治会談開催との了解はできていない。</p>	<p>大平大臣より、11月下旬の総理帰国後、12月に入ると炭鉱問題や予算編成問題があるので、年内に政治会談を開くことは難しいと述べたのに対し、<u>金部長は、予備交渉をだらだらと続けているは会談妥結のムードが冷えるおそれがあるから、是非とも本年中に政治会談開催の要あることを強調、結局本年中に政治会談を終結することに合意をみた。</u> (金部長注) その際の雰囲気としては11月下旬から12月中旬までの間という感触であった。</p>
<p>(2)調印の時期</p>	<p>大平大臣より、条約作成に要する時間や韓国における大統領選挙後の時期をえらぶ考慮よりして、<u>明年春（4月頃）にすることを示唆したのに対し、金部長も異義なき旨答えた。</u></p>	<p>明年春までに（大体4月頃）正式調印することに合意をみた。</p>
<p>(3)批准の時期</p>	<p>大平大臣より、日本の国会による承認は、予算案の審議、地方選挙等の関係もあり、<u>6月中か遅ければ7月頃になろうと述べた。</u></p>	<p>両国による批准の完了は6月中か遅ければ7月頃とすることに合意をみた。</p>



■外務省アジア局「11月12日の大平大臣・金部長第2回会談における大平大臣の発言要旨(案)」1962年11月6日

11月12日の大平大臣・金部長第2回会談における大平大臣の発言要旨  
(案)

37.11.6

アジア局

1. 一般請求権問題

(1) 金額(借款問題を含む)

(大臣よりしかるべく発言していただく。)

(2) 方 式

予備交渉における韓国側の見解をも十分考慮し、日本側としても最大限の譲歩を行なった結果、次のような形で解決することを提案する。国交正常化等に関する日韓共同宣言(注)のうちに下記の趣旨の条項をおくこととする。

第1項 日本国は、日韓国交の正常化を祝し、両国間の友好親善を祈念し、韓国における民生安定と経済発展に寄与するため、〇億ドルに等しい円の価値を有する日本人の役務および日本国の資本財を供与することとする。

第2項 両締約国は、平和条約第4条に基づく韓国または韓国国民の日本国または日本国民に対するすべての請求権が完全にかつ最終的に解決されたことを確認する。

(注) 国交正常化等に関する日韓共同宣言は、外交および領事関係の設定、紛争の平和的処理等の国連憲章の諸原則の遵守その他を内容とする予定である。

## 2. 漁業問題

- (1) 日本側としては、請求権問題と漁業問題その他の懸案とは同時に解決されねばならないとの立場を堅持している。
- (2) 目下のところ、漁業関係の討議は請求権その他の懸案に比してかなり遅れており、このままでは、請求権について合意が成立しても漁業が妥結しないため会談の全般的妥結が大巾に先に延びるおそれもあるので、この際、漁業についても、従来のような抽象的原則論から一歩進めて速やかに具体的な規制措置について話し合いを始める必要がある。日本側においては、3月の政治折衝における約束に従い、具体的な協定案を完成しているので、韓国側においても、予備交渉または実務者会議の席上直ちに具体的協定案を提出されたく、これにより、漁業問題の討議は急速に進捗するものと確信する。

(注) 日本側としては、具体的協定案の準備に当り、日本と第三国との漁業関係に悪い先例となつたり、悪影響を及ぼすような方式は絶対に採用できないが、かかるおそれのない限度においては、できる限り韓国側の立場をも尊重する方針を維持している事実を適宜先方に印象づけることとする。

## 3. 在日韓国人の法的地位問題

(請求権問題の討議が大詰めに近づき、また、漁業問題に関し双方から具体的な協定案が提出されて討議が本格化した段階においては) 会談全体の空気を一層よくする趣旨からも、日本側としては、法的地位協定の討議をさらに促進し、話し合いがまとまれば他の協定に先んじて本協定の仮調印を行なう用意がある。

## 4. 船舶問題及び文化財問題

(これら二つの問題は広義の請求権問題に属するところ、上記1. の一般請求権問題の話し合いが成果を収めた場合には、これら二つの問題についても適宜ふれる

のが適当と思われる。)

### (1) 船舶問題

この問題については、3月の政治折衝の際に、日韓双方の法律上の主張には大きな隔りがあり、また、事実関係の確認も極めて困難なので、政治的な解決を図ることが適当であることに原則的な意見が一致した。日本側の立場からいえば、韓国側に拿捕され、本日現在未だ帰還していない百数十隻の日本漁船に対するわが方の返還要求の方が、韓国置籍船等に対する韓国側の返還要求のうち法律関係も事実関係も十分立証されたと日本側で認め得るものを上廻つていと確信する次第ではあるが、この際問題を大局的見地から考え、一般請求権問題が最終的に妥結する際、船舶問題も同時に完全かつ最終的に解決したことを相互に確認することとするのが最も適当と考える。

(注) 具体的にいえば、日本側は、船舶小委員会の議題(c)「韓国へ貸与した船舶5隻の返還」及び議題(d)「韓国に拿捕された日本漁船の返還」を今後主張せず、韓国側は、議題(a)「韓国置籍船の返還」及び議題(b)「1945年8月9日または同日以降韓国水域に所在した船舶の返還」を今後主張しないこととなる。

### (2) 文化財問題

日本側としては、文化財を出土国に返還しなければならないという国際法上の原則や慣例はなく、従つて、日本にある韓国文化財を「返還」する義務はないと考えている。しかしながら、韓国側の気持も理解できるので、権利、義務という関係をはなれ、両国間の文化交流促進の一環としてある程度の国有文化財の「贈与」を考慮する用意がある。

(注) この考え方については、本年2月1日の伊関・李弘植両主査の非公式会談において、原則的な合意が成立している。

## 5. 竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によつて解決するのが最も適当であるのみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので、韓国側も、国交正常化後は本件の国際司法裁判所への提訴に応ずるとのことだけはとりあえず是非予約してほしい。(提訴および応訴は国交正常化後となる。)

領土紛争等に関するこの種裁判の先例(別紙参照)でも明らかなおり、提訴から判決まで少なくとも2年内外はかかるので、竹島に関する判決が下るのも国交正常化後相当期間経過してからとなるわけであり、差し当り双方の国民感情を刺激するおそれはないという事実を了解せられたい。

### 別紙

領土問題に関する国際司法裁判所(ICJ)の判決に要する期間について

#### 1. マンキエ・エクレオ諸島事件(英仏間)

(両国間特別合意書作成 1950年12月29日)

特別合意書によるICJ付託 1951年12月6日

口頭弁論開始 1953年9月17日

判決 1953年11月17日

付託より判決に至る期間: 1年11カ月

#### 2. ベルギー・オランダ間領土紛争事件

(両国間特別合意書作成 1957年3月7日)

特別合意書によるICJ付託 1957年11月27日

口頭弁論開始 1959年4月27日

判決 1959年6月20日

付託より判決に至る期間: 1年7カ月

#### 3. ホンデュラス・ニカラグア間領土紛争事件

両国間条約規定による ICJ 付託 1958年7月1日

口頭弁論開始 1960年9月15日

判決 1960年11月18日

付託より判決に至る期間：2年5カ月

4. プラ・ビハーン寺院に関する紛争事件（カンボディア・タイ間）

強制管轄権受諾宣言下におけるカンボディア側による ICJ 付託 1959年  
10月6日

タイ側の ICJ 管轄権に関する疑義提出による実質審議の中断 1960年5  
月23日～1961年5月26日

口頭弁論開始 1962年3月1日

判決 1962年6月15日

カンボディア側による付託より判決に至る期間：2年8カ月（ICJ管轄  
権確定より判決に至る期間：1年1カ月）

請求権の金額問題会談メモ（案）

37.11.10.

1. 先日の会談の際、金部長から、無償供与と長期低利の借款を合わせて6億ドルに近づけられたく、また、そのうち無償供与は（3億+アルファ）であるべき旨の希望が表明された。
2. 当時私が米国筋より示唆された数字としての3億とか、日本側の考え方として2億ないし2億5000万の数字に言及したとき、私は、借款の話は請求権問題処理とは切離し、国交正常化後に経済協力として取上ぐべき問題だとの見解であったので、右の数字は、請求権問題解決のための無償供与のみを意味していた。
3. しかし、その後の池田・金会談の結果等も参考にして種々研究した上に立って、私は、無償供与と借款とを合わせて、請求権問題を解決する

方法に賛成する。

4. この新方式による場合も、日本側としては、金部長の希望のごとく双方合わせて6億などの巨額は全然問題にならず、まず両方合わせて4億見当が適当と思う。
5. この4億の内訳を無償供与と借款の間に如何に分けるべきかについては、種々の考え方があろう。日本側の都合からいえば、半々にして2対2が適当と思うが、韓国側の立場も考え、無償2.5対借款1.5程度では如何であるか。
6. (つぎに韓国側の反響を見つつ) この2.5対1.5の上にオープン・アカウントの焦付債権回収を見返りとして、無償3対借款1.5まで譲歩する用意がある。(この場合も、実質的な持出しは約4億にとどまる。)
7. この金額は、韓国の5カ年計画の外資期待分の半ばに及び、また、韓国の外資消化力からいっても十分な額と思う。
8. なお、この借款は、韓国側が年々確実に入手し、計画的に使用し得るごとく、海外経済協力基金より韓国政府に対する直接借款とする。

そのほか、適当なプロジェクトがあれば、コマーシャル・ベースにより、輸銀より通常の延べ払いクレジットの供与されることは勿論である。

編注 文書の冒頭に「11.9. 夕. 大臣・杉・伊関・後宮打合せ」と書き込まれている。

誤：2  
正：12

■外務省アジア局「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長第2回会談記録」  
1962年11月2日

大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長第2回会談記録

37.11.12

日時 11月12日午後3時10分より6時40分まで

場所 外務省大臣応接室

### 議事次第

冒頭、大臣より、予め準備した別添トーキング・ペーパーを提示した後、概要つぎのような討議を行った。

## 1. 請求権問題

### (1) 方 式

韓国側の案として、「韓日間の請求権問題を解決し、かつ、韓日間の経済協力を増進するため、次の措置をとるものとする。、、、、、、、、、」との提案があり、予備交渉において討議を進めることとなった。

### (2) 金 額

(韓国側の提案は、真面目なものであるとは認められたが、本件に関しては未だ彼我の間に相当の懸隔があるので、日韓双方において各々総理および議長の指示を待つこととし、それまでは大臣および金部長間限りの宿題とし、双方の代表にも内容を明かさないことを約束した。)

## 2. 法的地位

法的地位に関する協定の内容として、韓国側は、(イ)在留韓国人の特殊の背景的事情にかんがみ、一般第三人に比し、特殊の地位と待遇を付与せられること、(ロ)思想上その他の理由により協定より排除されないようにすること、の2条件を確保された旨述べた。

## 3. 船舶問題

金部長より、船舶に関する日韓双方の引渡し要求トン数を比較して韓国側に取り前があるとの前提に立つて、その取り前の少くとも一部を新造船

をもつて供与されたき旨述べたのに対し、大臣より、その要求の不当なる旨反駁しおいた。

#### 4. 漁業

韓国側は、速かに協定案を提出すべき旨約束するとともに、締結されるべき協定の内容につき、つぎの如き希望を表明した。

- (1) 漁業協定は一応関係魚族に関する調査、討議が完了するまでの間の暫定的な取極であるとの建前をとること。
- (2) 沿岸国の特殊権益と漁業に関する国際法上の最近の傾向を尊重すること。
- (3) 日本が第三国と締結した漁業協定の先例を考慮すること。
- (4) 韓日間の特殊性を基礎とし、韓日間に実質的な公平を確保すること。
- (5) 平和線を国防線として認めること。

右のうち(4)までの諸項目については専門家をして検討させることを約束するとともに、国防線の問題については漁業とは関係なき旨一応反駁しおいた。

#### 5. 竹島

金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2、3年後といえども、勝敗の別がはつきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国（金部長は米国を念頭においているようであつた）の調停に任ずることを希望する。かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミングおよび内容を弾力的に取計らうことができようとして述べた。

本件も予備交渉において検討することとした。

#### 6. 基本条約の形式

金部長は、基本条約に関し、次の2項目を明らかにすることを希望した。



- (1) 日韓間の過去の事態を清算すること。
- (2) 韓国政府が唯一の合法政権たることを前提としてこれと友好関係を結ぶこと。

これに対し、大臣より、基本条約の適用地域としては、大韓民国が現に支配する領域とすることを示唆したのに対し、先方は、将来支配する可能性のある地域についても言及することを希望した。

## 7. 交渉の今後の進め方

要するに、請求権の金額問題以外の事項はすべて予備交渉において交渉を促進し、年内に全問題の大綱について合意に到達することを目標にすることとなつた。

### 1. 一般請求権問題

#### (1) 金 額

《記載なし—引用者注》

#### (2) 方 式

国交正常化に関する取極等のうちに下記の趣旨の条項をおくことにより解決することを提案する。

第1項 日本国は、日韓国交の正常化を祝し、両国間の友好親善を祈念し、韓国における民生安定と経済発展に寄与するため、〇億ドルに等しい円の価値を有する日本人の役務および日本国の資本財を供与することとする。

第2項 両締約国は、平和条約第4条に基づく韓国または韓国国民の日本国または日本国民に対するすべての請求権が完全にかつ最終的に解決されたことを確認する。

### 2. 漁業問題

日本側においては、具体的な協定案を完成しており、いつでも提出する

用意があるから、韓国側においても、直ちに具体的協定案を作成、提出されたい。

（日本側としては、日本と第三国との漁業関係に悪い先例となつたり悪影響を及ぼすような方式は採用できないが、かかるおそれのない限度においては、できる限り韓国側の立場をも尊重する用意がある。）

### 3. 在日韓国人の法的地位問題

（請求権問題の討議が大詰めに近づき、また、漁業問題に関し双方から具体的な協定案が提出されて討議が本格化した段階においては）日本側としては、法的地位協定の討議をさらに促進し、話し合いがまとまれば他の協定に先んじて本協定の仮調印を行う用意がある。

### 4. 船舶問題及び文化財問題

#### (1) 船舶問題

日韓双方の法律上の主張に隔りがあり、また、事実関係の確認も極めて困難なので、政治的な解決を図ることが適当であると考える。

#### (2) 文化財問題

日本側としては、文化財を出土国に返還しなければならないという国際法上の原則や慣例はなく、従つて、日本にある韓国文化財を「返還」する義務はないと考えている。しかしながら、権利、義務という関係をはなれ、両国間の文化交流促進の一環としてある程度の国有文化財の「贈与」を考慮する用意がある。

### 5. 竹島問題

この種の法律的紛争は国際司法裁判所の公正な判断によつて解決するのが最も適当であるのみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果もあるので、韓国側も、「国交正常化後に本件の国際司法裁判所への提訴に応ずる」ということだけはとりあえず是非予約してほしい。（提訴および応訴は国交正常化後となる。）

領土紛争等に関するこの種裁判の先例（別紙参照）でも明らかなおり、提訴から判決まで少なくとも2年内外はかかるので、竹島に関する判決が下るのも国交正常化後相当期間経過してからとなるわけであり、差し当たり双方の国民感情を刺激するおそれはないという事実を了解せられたい。

電 信 写

総第34954号 昭和37年11月15日16時00分発

暗 第2243号 特秘・至急 主管 亜長

在米 朝海大使宛 大平大臣発

件名 大平大臣、金情報部長会談概要通報の件

往信第1160号に関し

本大臣は12日午後、3時間余にわたり金韓国中央情報部長と会談したが、その概要次のとおり。

#### 1. 請求権問題

- (1) 方式につき、韓国案の提示があり、予備交渉で検討することとなつた。
- (2) 金額につき、突込んだ話し合いを行ない、韓国案も真面目なものとは認められたが、双方の間になお相当の懸隔があつたので、双方においてそれぞれ更めて池田総理および朴議長の指示を仰ぐこととなり、それまでは本大臣および金部長限りの宿題とし、双方の代表にも内容を明かさなことを約束した。

2. 漁業問題については、韓国側も速かに協定案を提示する旨約束した。なお基本関係、漁業、法的地位、船舶の各問題につき韓国側の基本的な考え方の表明があつたが概ね抽象的な原則論の段階であり、今後先方の提示する具体案によつて先方の考え方をつきとめる要がある。

3. 竹島問題に関し、金部長より、国際司法裁判所に提出すれば、たとえ、  
2, 3年後といえども勝敗の別がはつきりした判決が出ることとなり両  
国国交上適当でないので、むしろ第三国（米国を念頭においている様子で  
あった）の調停に任すことを希望する、かくすれば同第三国は当該時期  
における日韓間の具体的関係を考慮に入れつつ、調停のタイミングおよ  
び内容を弾力的に取計らうことができようと言った。
4. 今後の進め方としては、請求権問題処理の金額以外の事項はすべて予  
備交渉において討議を促進し、年内に全問題の大綱について合意に到達  
することを目標にすることとなつた。

■外務省アジア局北東アジア課「大平大臣・金鍾泌党議長会見に関する件」

1964年3月23日

大平大臣・金鍾泌党議長会見に関する件

39.3.23

北東アジア課

23日午前10時金鍾泌民主共和党議長は裴義煥代表を同道表敬のため外務省に大平大臣を来訪、約1時間にわたり会談した。会談の概要次のとおり。  
(韓国側李圭星参事官わが方前田が陪席)

1. 金議長より、かねて日韓問題に御配慮を賜り、感謝にたえない旨挨拶した後、自分の今回の台湾、ヴェトナム訪問にふれ、蔣総統とは2, 3度、またグエン・カーン将軍とも会談したことを明らかにし、今次旅行の印象として、われわれはいずれにしろアジアに属する国として自らの手で問題を解決して行かねばならない、米国は現に困ったところから徐々に手を引きつつある、アジアの諸国は提携してことに当らなければ

ならない、そこにおいて日本に主導的役割を果してもらわねばならぬというのが一致した考え方であり、私自身これに同感である、台湾は日本に対し必要以上に感情的であるとの感触を得たが、現実には台湾のような立場におかれるとどうしても日本の態度に神経を使わざるをえなくなるのであろう、台湾に比して韓国の方は日本の対中共、対北鮮の態度につき割り切った考え方をとっているが、現実の問題として日本と中共との関係に台湾も韓国も影響されざるを得ない、そういう意味においても日本と韓国との関係は早く正常化されるべきであるとの意見を述べるとともに、貴大臣は近く台湾に赴かれることになっているようだがと質した。これに対し大臣より、自分が台湾に行くについても、先ず事前に台湾との間に了解に達しておかねばならない問題があるものと考えている、台湾との関係については、同じく反共という点では一致しているが、その具体的な方法論においては、日本としては種々の行き方があり得るものと考えている、共産党が合法政党である日本の事情というものが考え併されねばならない旨答えられた。

2. 金議長より、会談の先行きにつきどう見られるかを質したのに対し、大臣より、元農林部長官は立派な方であり、赤城大臣も十分に国民の信をうけているので、暫く両大臣の間話に任せて、やれるところまでやってもらふことにしたい、われわれはいずれにしろ漁業の実態を承知していないので適格ではないと思う旨答えられた。金議長もこれに同感の意を示し、実は来日後元長官に対して3月末までに漁業問題につき大筋の合意に達することを目途としてもう少し残って赤城大臣と話を続けるよう言っておいた、自分（金議長）も急いで帰ることなく、側面からできることをしてみようと考えている、ただ自分としては、いろいろなルートを通じて働きかけることはよくないと考えており、あくまで最後のまとめは貴大臣と丁一権外務部長官との間でやっていただかねばなら

ず、それまでも農相会談、本会議の正式ルートを通ずることにしたい旨述べたのに対し、大臣よりも、昨日自民党から相談があったが、自分としてもはっきりしたチャンネルで話を進めることにしたいと答えておいた次第である旨答えられた。

3. 金議長より、農相会談で濟州島をめぐる基線問題が難しくなっているようであるが、韓国側が示している案はもうこれ上譲れない線であり、大局的見地に立って日本側がこれを呑んでもらいたい旨述べたのに対し、大臣より、赤城大臣が出しておられる試案はなかなかよい案だと聞いている、日本側としては、これまで国際慣行に則ったものにするということをくり返し明らかにしてきたこともあり、万一この問題でおかしな線を引くことになれば、国会との関係においても説明がつかなくなるおそれがある旨述べられた。金議長はこれに対し、自分としては、農相会談で他の問題がすべてまとまったとしても、濟州島の基線の問題だけは或いは後に残されることになるかもしれないと考えていた次第であり、いずれにしろこの問題は韓国側にとって精神の問題であることをよくわかっていただきたい旨強調した。これに対し大臣より、農相会談を進める原則として、国際慣行の尊重、漁場の確保、韓国側の国民感情の3つがあると思う、これらが同時に充たされるよう農相会談で引き続き詰めてもらうことにしたい旨答えられた。(この問題に関するやりとりの過程において、金議長は、昨夜前尾幹事長、鈴木副幹事長と内密で会合した事実を明らかにし、鈴木副幹事長より、漁業問題の核心にふれた話がかもち出されたことをほのめかすとともに、本23日夜にも再び会合の予定がある旨述べた。)
4. 金議長より、漁業協力問題に話題を転じ、これまで3000万ドルとか5000万ドルとかの話が出ているが、日本側において、現在韓国側が提案しているものを受け入れることにしていただきたい旨希望を表明した。これに対し大臣より、かねて申上げているとおり、漁業協力の金額につ

いては弾力的に考える用意はあるが、方式はあくまでコマーシャル・ペーシスの民間借款ということでなければならない、ところが去る21日韓国側より印・パ借款の如き政府借款の案が出されたので、日本側関係者達はすっかり驚き、悲観的にもなっている、一昨年末大筋の合意のできた無償3億ドル、有償2億ドル、特にその後者は韓国についてのみの特例であり、漁業協力ということで、さらにその上積みとなるような政治借款は到底これを認めることはできない、日本側として精々できることは、輸銀の資金の中で韓国向け漁業協力用にイヤマークするという程度でしかあり得ない、漁業借款の構想は元来韓国政府の国民に対する体面の問題であると承知しているので、然りとすれば、日本からいくらの金がかくると韓国民に説明する見地からすれば、大切なのは総額の点であって、金利などの条件は第二義的なものなのではないか、日韓両国とも資本の足りない国であるだけに、外国からいくらの資金が入るかの総額が先ず大事な問題となるであろう（これに関し大臣より、無償有償の5億ドルはいわば日韓両国間の信用の軸となるわけで、実際には5億ドルの何倍もの働きをすることになる点をも指摘された。）と述べられたところ、金議長は借款ではいずれにしろ償還の義務を負うわけで、金利等の条件が重要な問題にならざるを得ない（これに関し金議長は、韓国側が日本から借款を得たとしても、現実の償還過程において約束どおり行かなくなるおそれがある点をもらしていた。）旨答えた。ついで大臣より、韓国側において仏伊からの漁業借款金利5.5パーセントよりも有利なものにしたいと希望しておられる気持はわかるが、日本側としては輸銀の業務方法書の範囲内で行なわねばならず、協調融資となる関係上、輸銀に許される最低の金利は4パーセントであるが、市中銀行、メーカーの負担も加わるので（対象プロジェクトの内容により条件がちがってくることも勿論）普通6パーセントくらいにしかならないわけである、しかし日韓の場合、コストも低いし、運

賃も安くすむので、遠い国からの借款にくらべれば実質的には日本からの方がよほど有利になることを考えに入れてもらいたい、その辺のところを農相会談でより具体的に話し合ってもらいたいと思っている、くり返すが、田中蔵相との間にも金額の点は弾力的に考える用意があるので、先ず漁業協定の話をつめようということになっているので、韓国側において再考されることを希望する旨述べられた。

5. 金議長より、農相会談で、対馬と釜山間および鎮海前面の海域における基線の引き方の問題、また、共同規制の隻数の問題で意見が一致していないと聞いている、韓国民にとっては日本漁船が黒船のように韓国近海に蟄集することをおそれる気持ちが極めて強く残っている、さらに韓国側には、隻数制限をとりきめても日本側が果してこれを守るかどうか疑問視する向きもあり、その取締りが難問題だとする意見があるが、と述べたのに対し、大臣より、資源が涸渇するに至るべきことは漁民にもよくわかっているので、共同規制の内容は十分遵守されるものと考えてる旨反駁され、いずれにしろこれらの問題は農相会談において話をつけ得ないものとは思われないということに意見一致した。
6. 金議長より、漁業以外の諸懸案の進め方であるが、先週末のある委員会の会合において日本側が、漁業会談の進展を待ってからでなければ討議の推進を図り得ないとの態度を示されたことは遺憾であった、早急に諸懸案を妥結に持ち込まねばならない必要に照し、この際農相会談と併行して諸懸案の討議を促進することにしたい旨述べたのに対し、大臣より、同意の意向を表明され、諸懸案の detail にわたる話し合いを、drafting の作業とからめて進めて行くことがよいと思う旨答えられ、金議長は、それでは請求権、法的地位、文化財等を農相会談と同時に併行して進めることにしようとして重ねて述べた。
7. 金議長より、韓国側専門家の意見を徴してみたが、3月末までに漁業



問題の大綱が合意され、4月初めに外相会談が行なわれて妥結の目途が  
つくならば、その間諸懸案の案文の整理も行なわれていることであり、  
2週間かその程度の時間で4月20日頃には調印を待つという段階にまで  
持ち込めるのではないかということである、そこで協定類の批准審議の  
問題になるが、日本側では今度の国会の会期を延長されるお考えである  
かと質したのに対し、大臣より、それは全く自民党の国会対策の問題に  
属し、会期を延長して審議するか、臨時国会を開いてやるかは前尾幹事  
長が考えることになっており、自分としてはいずれでもよいと考えてい  
る旨答えられた。

8. 大臣より、南北統一論の韓国における現状を質されたのに対し、金議  
長は、野党の一部には先ず書信の交換からはじめて文化交流までやって  
みようという意見があるが、与党においては、韓国の現実からして未だ  
南北統一の具体案を実行に移す準備ができていないのに反し、北鮮側は  
かねてこの時を予想して強力な統制と組織でもって態勢を整えてきてい  
るので、韓国として軽々にはふみきれない、先ず韓国自体の政治、経済、  
社会的発展を図らねばならないという意見が固まっている次第である  
と答えた。

9. ついで韓国野党の動きにつき大臣より質問されたのに対し、金議長よ  
り、日韓会談につき韓国野党は当初条件斗争の態度であったが、今回の  
自分（金議長）の外遊を契機として180度の変針を行い、日韓会談絶対反  
対の態度に変わった、会談が調印される段階になれば、その反対はさらに  
強まり、批准審議の際にはその反対は倍加することになろうと思われる、  
野党議員達は会談が妥結すれば議員職を総辞退するといきましている  
が、実際にはそこまでは行くまいとみている、われわれとしては野党の  
反対を押しきらねばならず、また、その自信もあると考えている旨述べ  
るとともに、大臣の質問に答え、韓国国会は本23日から1カ月間臨時会

が開かれる、会期の延長はないが、その都度召集すれば何回でも会期30日の臨時会を開き得る、議員数の4分の1たる43名が要求すれば臨時会が召集されることになっているところ、野党側が政府攻撃のため結束するのでどうしても4分の1以上がまとまり、政府の意に反して国会が開かれる状況であると説明した。なお、金議長は、今次臨時会において韓国政府は日本側と同じく日韓会談に関する中間報告を行うつもりであると述べた。

10. 金議長より、基本関係の問題については、共同宣言の形をとるか、基本条約を結ぶか等の考え方があるようだが、韓国側としては新たに日韓国交の正常化が行なわれることではあり、基本条約の形をとることにしたい旨述べた。
11. 金議長より、今回韓国国会議員団を日本へ招待されて有難く思っている、これに応えて日本の議員団を近くお招きしたいと考えている、貴大臣にも韓国へ一度お出でいただきたいと思っている、ところで野党議員達は、日本からの招請について、最初はそれぞれ自分達の党宛てに招請状がくればといていたのに、実際に招請がきたとなると、今度はまた行けないといい出し、誠に扱いにくい連中であるともらしていた。
12. 本日の会見の発表振りにつき打合せた結果次のとおりとすることに意見一致した。

「金鍾泌党議長が来日の挨拶のため外務大臣を来訪し、10時から約1時間にわたり会談した。日韓会談の全般的な進め方につき種々意見交換を行ったが、個々の案件の実体については言及されなかった。漁業問題について3月末までを目途に農相会談で大綱の合意に達するよう努力するということに意見一致し、農相会談と併行して漁業以外の案件についても討議に拍車をかけることになった。その上で4月初め丁外務部長官の来日を待って外務大臣との間に外相会談を開くことになった。」

13. 金議長は会談を終って立ちあがりつつ、自分は前述のとおり暫くこちらに残る予定であるが、早く帰るか残るかはいわば会談全般の進み具合にかかっているわけであり、自分としてはあくまで表立つことなく側面的に役割を果たしたいと思っているので、貴大臣におかれても、自分がここに残る甲斐があるようにいろいろ御配慮を願いたい旨述べていた。

【付記】 本稿は、2008年度中央大学特別研究費による成果の一部である。